

申し込みから入所までの流れ

申し込み

- 申込場所 地域包括支援センター・地域福祉課・介護保険課
- 提出書類 大田区特別養護老人ホーム入所（変更）申込書
（介護支援専門員等意見書も記入）

第一次評価（区が実施）

- 区が、入所の必要性について申込書をもとに優先度評価を実施し、第二次評価対象者を決定します。優先度評価の点数表は右のページをご覧ください。
- 第二次評価対象者とならなかった方は、第一次評価で終了です。申し込みの対象となる特別養護老人ホームへの入所はできません。
- 申し込みをされたすべての方について、区から第一次評価の結果を通知いたします。（9月優先度評価：10月上旬 ・ 3月優先度評価：4月上旬）

第二次評価（各特別養護老人ホームが実施）

- 各特別養護老人ホームが入所検討委員会を開催し、入所の必要性について申込書をもとにさらに優先度評価を実施し、入所の優先順位を決定します。優先度評価の点数表は右のページをご覧ください。
- 第二次評価対象者について、各特別養護老人ホームから入所の優先順位など第二次評価の結果を通知いたします。入所決定の通知ではありません。
（9月優先度評価：11月下旬 ・ 3月優先度評価：5月下旬）

入所

- 入所を希望する特別養護老人ホームが、男女別構成、ユニットケアなどの施設
の特性、ご本人等の意向を考慮し、優先順位の高い方から入所者を決定します。
- ご希望された施設の中で最初に入所の順番が来た施設の担当者から直接、電話
にて連絡がいきます。

■ 第二次評価対象者について

第二次評価対象者の人数は、「申し込みの対象となる特別養護老人ホーム一覧」に掲載された特別養護老人ホームの定員合計の60%に相当する人数です。

定員合計の60%に達する最下限の第一次評価点数の方が複数いる場合は、その第一次評価点数の方も第二次評価対象者に含まれます。